

平成 26 年 5 月 23 日
 平成 26 年 7 月 11 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 28 年 3 月 4 日改定
 平成 30 年 3 月 30 日改定
 福 島 県
 本 宮 市
 浪 江 町
 大 熊 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組 《本宮市-浪江町、大熊町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ（平成 26 年 4 月 24 日時点）＞

- ・本宮市において、高木、和田、糠沢、荒井に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 900 人が生活。
 - ・主な避難元市町村の内訳は、浪江町が約 740 人、富岡町が約 40 人、双葉町が約 30 人。
- ※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅（建設分）の状況】

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数
浪江町	高木 本宮運動公園みんなの原っぱ	84
浪江町	和田 しらさわカルチャーセンター駐車場	27
浪江町	和田 白沢老人福祉センター	18
浪江町	糠沢 しらさわグリーンパーク駐車場	57
浪江町	糠沢 旧白沢総合支所	42
浪江町	糠沢 しらさわグリーンパークサッカー場	56
浪江町	荒井 恵向公園	137
計		421

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）の状況】

市町村	入居戸数
田村市	4
南相馬市	10
川俣町	4
飯館村	4
大熊町	9
富岡町	10
浪江町	76
檜葉町	2
葛尾村	4
川内村	2
双葉町	13
計	138

＜公共施設等の受け入れ＞

- ・本宮市内には、浪江町が避難に伴い本宮市役所白沢総合支所内に本宮出張所（平成 29 年 3 月閉鎖）を設置。

2. 生活拠点の形成に向けた取組

（1）復興公営住宅

- ・長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要。
- ・本宮市における復興公営住宅整備について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平

成 25 年 12 月)」及びその後の住民意向調査の結果等に基づき整備を行うこととし、市が保有する仁井田の旧本宮町民プール跡地用地等を活用しながら 61 戸を整備。

- ・整備主体については、平成 26 年 1 月の本宮市長と浪江町長との復興公営住宅整備に関する協定及び平成 26 年 5 月の大熊町長から本宮市長への復興公営住宅整備に係る要請に基づき、本宮市営として運営。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、集会所等を整備し、コミュニティの維持・形成のためのハード整備を実施。

【復興公営住宅の整備】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居開始	割振り戸数	
					浪江町	大熊町
本宮市和田字下田 (下田団地)	本宮市	20 戸	戸建住宅	H28.9	20	
本宮市仁井田字吹上 (吹上団地)	本宮市	22 戸	集合住宅	H28.8	17	5
本宮市仁井田字梶形 (梶形団地)	本宮市	14 戸	戸建住宅	H27.12	19	
		5 戸		H28.8		
合計		61 戸				

＜募集方法について＞

- ・団地ごとの避難元市町村の入居戸数割振りは上記が基本。
- ・1 世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。

(2) 関連基盤

＜教育機関＞

- ・本宮市立の小中学校等への区域外就学について、引き続き対応。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・医療機関及び介護サービスについては、基本的に既存施設の利用及びサービスの提供により、入居者が安心して生活できる環境整備を実施。

＜道路事業＞

- ・仁井田字吹上の復興公営住宅整備に伴い、市道兼谷平 7 号線の道路改良等を実施。
- ・和田字下田の復興公営住宅整備に伴い、市道上百前・重神 1 号線の交通安全施設の整備を実施。

＜避難者支援事業等＞

- ・復興公営住宅整備に伴い、コミュニティ交流広場の整備を実施。

(3) コミュニティの維持・形成に関連した諸制度

＜募集方法について＞

- ・復興公営住宅において、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能とし、団地内のコミュニティの維持・形成を図る。

＜コミュニティ交流員の配置＞

- 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置し、団地自治会の設立、活動計画の策定補助、交流会の企画・運営及び地域との関係構築のサポート等を実施。

【コミュニティ交流員の配置時期】

所在地	配置時期
本宮市和田字下田(和田団地)	H28.8～
本宮市仁井田字吹上(仁井田団地)	H28.7～
本宮市仁井田字榊形(仁井田2団地)	H27.11～

【コミュニティ交流員の配置(予定)人数】

H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末
—	—	17 名	21 名	21 名

※本宮市、郡山市、田村市、白河市、三春町、大玉村は、郡山拠点の交流員が担当。

3. 生活拠点の形成に関連した諸制度

(1) 届出避難場所証明

- 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知を発出。
- 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し届出避難場所証明書発行事務を実施しており、浪江町、大熊町は平成 25 年 3 月から、発行を開始。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行開始日】

市町村	発行開始日	市町村	発行開始日
いわき市	H25.2.1～	川内村	H25.4.1～
田村市	H25.2.15～	大熊町	H25.3.1～
南相馬市	H25.2.15～	双葉町	H25.2.1～
川俣町	H25.2.12～	浪江町	H25.3.1～
広野町	H25.2.15～	葛尾村	H25.2.1～
楡葉町	H25.4.1～	飯舘村	H25.2.15～
富岡町	H25.4.1～		

(2) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- 平成 27 年度までは、東日本大震災前の平成 22 年国勢調査人口を基に普通交付税の算定を行ってきたため、原発避難者特例法による受入市町村の避難者への行政サービスに係る特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、特別交付税による財政措置が講じられてきた。
- 平成 28 年度からは、平成 27 年国勢調査人口を基に、受け入れた避難者分を含め、普通交付税による財政措置を講じることにより、避難者を受入れている自治体に対して適切に財政措置が講じられている。